

# 賀来善神王について

二 宮 好 雄

## (1) 善神王の性格

大分郡大分村賀来の賀来神社の拝殿の内面に「善神王」の神名額が掲げてある。

善神王名の出所は仏典で、大般若陀羅尼集經（般若守護十六善神）・薬師本經（薬師十二神将に四天王）・法華經（法華三十番神中の十羅刹）・宝積經七十七品（金毘羅受託品）・觀音經（二十八部衆及び十六羅漢）にその共通する神名が見られるが、「善神」の名称は大般若経表紙裏の十六善神図及び般若廻向参上の十六善神名と金毘羅受託品中の「諸天又有善神王号金毘羅」に見られる。

本来は本經（金剛界では本尊）守護の爲の神将である。守護本尊般若経は般若菩薩、宝積経は釈迦如来、薬師経では薬師如来となっている。十六善神中の四天王は四天にありて守護し、十二神将は昼夜を十二分して、十二支の時刻をその守

護の受持時間とされている。然しその神名も十二支の受持時間もその本經の訳者によつて異つてゐる。<sup>①</sup>

賀来神社の善神王は次の資料によつて般若守護十六善神に相当するものと思われる。即ち

一、由原八幡宮の創建が天台宗延暦寺の僧金龜和尚と伝えられてゐる。（諸説一致する）

二、由原八幡古文書中に般若経に関するものが相当にある。<sup>②</sup>

三、明治元年まで賀来神社に大般若経及び十六善神図があった。<sup>③</sup>

四、大給近形が宝歴十二年由原八幡宮に十六善神図を寄進した。（大分市史上巻）

以上であるが、十六善神全部を祠つたものか、或いはその内の一善神を祠つたものであるかということについて尚研究の余地があるが、現在までに判明した善神王宮は十社を数え

他に神名の変更された善神王宮もあると思われるので、かつては十六善神に相当する神社があつたものと推察する。<sup>④</sup>

八幡宮には二所或いは四所の善神王が摂社になつてゐるのが普通であり何れも応神天皇の御子神が多いが、祭神は八幡宮毎に異つてゐる。<sup>⑤</sup>

柞原八幡宮にも四所善神王があつた。

嘉禎二年十一月大神宝無盡米得田寄進に「……八幡大菩薩四所善神王定有御照覽……」とある。<sup>⑥</sup>四所は仏典において十六善神中の四天王に相当するものかも知れない。

賀來善神王宮は摂社の才一位であるといわれることからして、四所の内の一所は当然賀來善神王宮であると思われる。

註① 十六善神名称 (二例を挙ぐ)

大般若陀羅尼集經 仏 像 新 集 (権田雷斧)

般若廻向参上による。 十二神将

- ① 毗迦嚕神王 毘羯羅大將 (亥冠)
- ② 不明 招杜羅 (戌)
- ③ 真陀嚕神王 真達羅 (酉)
- ④ 摩休嚕 摩虎羅 (申)
- ⑤ 波姨嚕 波夷羅 (未)

十六善神名称中<sup>⑬</sup>より<sup>⑰</sup>までに四天王があるものと思われるが、大般若問信品才二十七によると

- ⑥ 印陀嚕 因達羅 (午)
- ⑦ 沙你嚕 珊底羅(?) (己)
- ⑧ 阿你嚕 安你羅 (辰)
- ⑨ 鈍徒嚕 安底羅(?) (卯)
- ⑩ 咩窺嚕 迷企羅 (寅)
- ⑪ 跋折嚕 伐折羅 (丑)
- ⑫ 鳩毗嚕 宮毘羅 (子)
- ⑬ 禁毗嚕
- ⑭ 迦毗嚕
- ⑮ 俱鞞嚕
- ⑯ 跋叱徒嚕
- ⑰ 提頭賴叱
- ⑱ 毘沙門 (多聞) 北方
- ⑲ 毘流離 (增長) 南方
- ⑳ 毘流波叉 (雜語) 西方
- ㉑ 提多羅叱 (持国) 東方

となつてゐる。

註② 由原八幡古文書

一、正応二年三月恒例長日社壇勤行事

大般若経三口料田三町毎月別二社転読……

一、奉寄 八幡由原宮大般若修理料田壹町(万寿二年)

一、大般若修理料田壹町(久寿午年正月)

註③ 賀来庄屋(安部源吾) 日誌中

戊辰四月 神社為調書写

賀来村字門田( ) ( ) 内は筆者註

一、善神王社

一、祭神 (記入なし)

一、建立年月不相分縁起類無御座候

一、勅書勅額類無御座候

一、境内東西(面積略)

領主より除地

一、高麗狗壹対

一、鰐口 二つ (現存せず)

一、香炉 一 ( ) ( )

一、金燈籠三 ( ) ( )

一、石燈籠拾參対

一、同社神殿 (以下寸法略)

一、拝殿 ( ) ( )

一、通夜堂 ( ) ( ) (現存せず)

一、御神楽舞台 ( ) ( )

一、御茶堂 ( ) ( ) (現存せず)

一、鐘 楼 ( ) ( ) ( ) ( )

一、宝 藏 ( ) ( ) ( )

一、南廻廊 ( ) ( ) ( )

一、北廻廊 ( ) ( ) ( )

一、表 門 ( ) ( ) ( )

一、裏 門 ( ) ( ) ( )

一、旧幕府より除地判物無御座候

一、祭事は金蔵院始之平常鍵取社番始之

一、大乘沙典三基 (現存せず)

一、観音石躰壹躰 ( ) ( )

一、大般若 壹部 ( ) ( )

一、拾六善神掛物壹幅 ( ) ( )

境内摂社牛王社 ) ( )

一、祭神不祥神躰幣 勸請年月日 不知分

一、毎年恒例大祭八月朔日より十一日迄小祭三月朔日

右は今般御取調ニ付社伝旧記趣書記言上任候已上

豊後国大分郡府内高橋鍵取

由原社宮守高橋平井

平日社番後藤伝太夫

由原社兼賀来社別当金藏院

字 瀬 口

一、二宮善神王社

一、祭神王依毘売命 神躰木像

一、勸請年月不相分

一、土地産神 賀来村中尾村内脇

一、境内 (面積略)

領主より除地

一、同社神殿 (略)

一、シ 拝殿 (シ)

一、石燈籠壹対半

一、大乘妙典 壹 (現存)

一、弘法大師石躰壹ツ (現存)

一、祭事は三月一日大祭六月十一日、小祭十一月小祭 (以下村内小社七社の調査略)

右は今般御取調ニ付社伝旧記趣書記言上任候已上

宮成重太夫大神智定

協民部太夫藤原貞次

慶応四戊辰六月

右之通京都より御取調方被仰出候ニ付村役人共立会ニ而取調書上申候其節御調御還候阿部六郎兵衛殿片桐民二郎殿佐藤□□

定右衛門より源吾右衛門四代目

大庄屋安部源吾右衛門定正代

註④ 由原八幡宮撰社善神王と称されている神社

① 賀来善神王 (賀来)

② 二宮シ (シ)

③ 生石善神王社 (西大分、由原八幡繪図に善神王森あり、

又字善神王現存する)

④ 来鉢神社 (武内社、石城川善神王という人現存する)

⑤ 仲の町善神王 (大分市、文政六年府内藩日記)

⑥ 山浦善神王 (速見郡山浦、柞原八幡宮誌)

⑦ 森善神王 (玖珠町森、賀来善神王分霊といわれるが賀来

神社誌には「古来旧神体は他に祠るを禁ず」とある

⑧ 松坂善神王（大分市上野、旧笠和郷、豊後国誌）

⑨ 幸野善神王（大分郡由布湯町、立川輝信氏）

⑩ 金谷迫護法神（善神王と同意、善神王という老人あり）

註⑤ 大分県史要による八幡宮と善神王

字佐八幡宮 二所善神王 高良 ？

鶴岡 四所 若宮 今宮 宇礼 久礼

石清水八幡宮 二所 上の高良

下の ？

註⑥ 柞原八幡宮古文書

### (四) 由原八幡宮と賀来善神王宮との関係

柞原八幡宮の祭神神功皇后に対し賀来善神

王宮は武内宿禰と伝えられ主従関係を示している。由原八幡宮の建立者と伝えられる金龜和尚は武内宿禰の子孫であるといわれるところから、皇后の側近として宿禰を祠つたことは考えられる。賀来神社祭神が武内宿禰であると説は、大分県史要中に「雑誌に曰く、祭神不明、由原末社の随一なり按に由原社四所の善神王あり皆連技にして四社一体に奉崇せしものか或はその御神体を拝するに武内の御神にや……」と

賀来善神社について

あるのが初見である。然し由原八幡繪図（八幡宮蔵・徳川初期）によると八幡宮の境内社に武内社があり、武内宿禰として賀来に遷幸された時代もあつたかと思われる。

前記庄屋日記によつても祭神は不明であり、又大分県史要も「祭神は神秘世に伝わらず」としている。これは善神王そのものが祭神であり、これを武内宿禰とする説はおそらく明治以後に強くなつたものと思われる。

### (ハ) 神功皇后と武内宿禰の本地垂迹

奈良時代から平安時代にかけて僧侶や文官に神が「我神身を受け苦惱甚し、深く仏に師依し神道を免れん」などと夢の告げや神託があり神前説経も盛んになつた「帝王編年記」欽明天皇三十二年の条に「八幡大明神顕給豊前国宇佐郡現三才小兒曰、我是日本人皇才十六代菅田天皇広幡八麻呂也、我名曰、護国靈驗威力神通大日在天菩薩、国国所所に垂迹於神明初顕坐耳（中略）神に権現号を附し仏像も神体としたのは重に平安時代に属する」①これは本地垂迹説の一例であるが、この時代に創立された両社であり創建の説話から考えて創建當時より皇后と宿禰が菩薩と善神王（境内社）に垂迹して祠られたものであろう。

註① 日本宗教史（比屋根安定）

## (三) 賀来善神王宮への神幸

一年の中に十一日を賀来神社に還幸されるという善神王の祭礼はいつの頃より始まつたのであろうか。嘉元三年(一三〇三)八幡神事次第に「八月十一日市渡善神王御供」の記事がある。<sup>①</sup>この市渡りが果して賀来還幸を指すものかどうか、宝曆十一年徳川家重死亡の為に八月一日の市渡の祭礼を一旦止め後三日に許可された。この往復文書控には由原八幡宮並びに賀来善神王の名が出ており、これによると市渡は完全に賀来還幸を意味している。<sup>②</sup>以上によつて嘉元年間には既に善神王の還幸祭はあつたものと思われる。然しその市渡が賀来であつたかどうかは不明である。立川輝信氏はかつては幸野に八幡宮の神幸があつたといわれる。

註① 柞原八幡宮古文書註②府内藩御用留日記

## (ホ) 賀来神社における善神王の地位

現在賀来神社の祭神は建磐龍命・武内宿禰とされているが、又高良王を含むとする説もある。明治元年三月神仏判然の令<sup>①</sup>によつて善神王宮の詳細な調査が行われた、前記安部源吾右衛門日誌はこの調査の覚であると推定されるのであるが、これによると善神王宮の祭神は不明である。この調査に

は村役人及び神社関係者調査官が立会つて何等か皇室につながる物件や縁起等を調査したのであるから、この時に神功皇后と武内宿禰の口伝でもあれば早速利用したであらうと思われる。善神王をその儘、仏として届出すことは神社の廃止を意味するが、その時に武内宿禰も武磐龍命も出ていない。當時本地垂迹説の如きは忘れられて、善神王という仏としての祭神？が祀られていたのではなからうか、社内に仏教的な器具建造物が多く上げられているのもこれを裏書している。鐘楼・通夜堂等は取潰されたが十一日間の祭札中は、氏子が交代で每晚「おつや」をしたり、田舎から参拝する老人達の中には神前で念仏を唱える人もいることは興味の深いことである。

明治以後の刊行物にはおおむね建磐龍命及び武内宿禰が並記されているが後者については、今後研究を続けたい。

註① 神仏判然の令(日本宗教史比屋根安定)

「今般諸国大小の神社に於て神仏混淆の儀は御廃止に相成候に付、別当社僧の輩は還俗の上神主社人等の称号に相転、神道を以て勤任可改、若亦無縁差支有之且は仏教信仰にて還俗之儀不得心の輩は神動相止立退可申候」云々、佛像を神体として本地仏を唱え梵鐘や仏具を社内に置くを禁じた。

(終り)